

## 境港市告示第9号

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）において境港市が発注する小規模な修繕等の契約（以下「小規模修繕等契約」という。）について、市内業者の受注機会の公平性を確保するため、契約を希望する者の登録等に関し、次のとおり定めたので、告示する。

令和6年2月1日

境港市長 伊達憲太郎

### 1 登録等

小規模修繕等契約の登録等については、別紙に掲げる境港市小規模修繕等契約希望者登録要綱（平成17年2月1日施行。以下「要綱」という）に定めるもののほか、次のとおりとする。

### 2 登録申請の受付期間等

登録申請の受付期間等は、次のとおりとする。

#### (1) 受付期間

ア 当初受付 令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）まで

※持参の場合、土日祝日を除く。

※郵送の場合、当日消印有効とする。

イ 随時受付 令和6年4月1日（月）から開始

※持参の場合、土日祝日及び年末年始の閉庁期間を除く。

#### (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※電子申請の場合は、24時間受付

#### (3) 提出先 境港市建設部管理課管理係

住所 〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地

電話 0859-47-1073（直通）

#### (4) 提出方法 境港市のホームページからの電子申請、及び持参又は郵送

### 3 登録名簿への登録時期

登録名簿への登録時期は次のとおりとする。

(1) 当初受付分 令和6年4月1日

(2) 随時受付分 申請書を受け付けた日の属する月の翌月

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

#### 4 登録の有効期間

登録の有効期間は、次のとおりとする。ただし、令和9年度の登録者（要綱第7条第1項の登録者をいう。）が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

- (1) 当初受付分 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 随時受付分 登録名簿に登載された日から令和9年3月31日まで

#### 5 登録の通知

登録名簿への登録は、境港市のホームページにおいて掲示する。